



施策1 災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせる

施策の目標

災害や犯罪などのあらゆる脅威から市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化や防犯意識の向上を図ることにより、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

施策の概要

あらゆる危機に対応できる防災体制の構築や、治水・浸水対策や消防力の強化を行うほか、市民の防災・防犯意識の向上を図ります。

まちづくり

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	30.9	現状値を上回る	R12 実績値を上回る
刑法犯認知件数	件	4,437	減少を図る	減少を図る
消防自動車の購入台数	台	5	現状値を維持する	現状値を維持する

単位施策	現状と課題	単位施策の目標	主な取り組み
単位施策① 防災対策の充実	地震や風水害等の自然災害が激甚化・頻発化する中、内閣府は令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて防災基本計画を修正し、今後の災害対応の基本方針として、「自助」による備蓄の啓発のほか、災害時のトイレ環境の整備及び避難生活に必要な物資等の十分な備蓄等が示されました。	災害の発生を防ぐことはできませんが、地域に住む一人ひとりの防災意識向上を図り、「自助」「共助」「公助」による備えをバランスよく強化することで、災害による被害を最小限に抑え、「減災」を実現します。	・「自助」として食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄を啓発し、市民の防災意識向上を促進します。 ・防災訓練や防災リーダー認定講習の実施と自主防災組織への支援を通じて、「共助」による防災のまちづくりを推進します。 ・携帯トイレの備蓄やマンホールトイレの整備、避難所で使用するパーティションや段ボールベッド等の備蓄を強化し、「公助」による避難所環境整備の充実を図ります。
単位施策② 治水・浸水対策の推進	都市化の進展により雨水の地中への浸透能力が低下している一方で、気候変動の影響によりゲリラ豪雨や降雨量が増加しており、水路や雨水管の処理が追いつかず、浸水被害が発生するといった都市特有の水害が発生しています。 ・整備した施設や水路等が機能が発揮できるよう、維持管理を行う必要があります。	誰もが安全・安心に暮らせるよう、浸水被害が発生している地域に、雨水管や雨水貯留施設、浸透施設を整備するほか、河川、水路の堆積土砂を浚渫(しゅんせつ:川ざらい)することで、浸水被害の軽減に努めます。	・河川と下水道の整備を連携して行い、水路や雨水管による流下・排水能力及び雨水貯留施設、浸透施設による貯留能力の向上や浚渫(しゅんせつ:川ざらい)による既存ストックの活用を図るとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して治水・浸水対策を行います。
単位施策③ 防犯対策の充実	本市における刑法犯認知件数は、令和3年には3,501件と、ピーク時である平成16年(16,314件)の約4分の1まで減少しましたが、令和5年は、4,437件となっており増加傾向にあります。 ・これまで高齢者が中心であった消費者トラブルは、インターネット等を通じて若年層にも広がっています。	刑法犯認知件数が減少することにより、安心して暮らせるまちをめざします。 ・講演会などの啓発事業により、市民が安心して消費生活を送ることができる社会の実現につなげます。	・防犯灯・防犯カメラへの設置補助等の地域の自主防犯活動への支援や、町会・自治会、市内小中学校での不審者対応訓練の開催を通じ、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、市内駅周辺、通学路付近への防犯カメラの運用及び公用車による青パト活動により、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与します。 ・市民の消費生活に関する啓発を行うため、埼玉県等と連携して講演会やセミナーを開催します。
単位施策④ 消防・救急・救助体制の充実	火災及び救急件数が増加傾向にあり、年々増加する119番通報に迅速・的確に対応するため、消防指令・情報システム等の常時安定的な稼働の実現に、設備等の維持管理が必要とされています。 ・地域特性により多様化する災害に対応できる消防力が求められています。	広報活動により市民の防火意識を向上させ、放火されないさせないまちづくりをめざします。 ・119番通報による市民の要請に対し、24時間365日迅速・的確な災害活動が可能となるよう努めます。 ・消防力の充実強化により災害への備えが向上し、市民が安全・安心に暮らせることをめざします。 ・多様化する救急事象に対し、傷病者への適切な処置と救命率の向上をめざします。	・火災件数を減らすため、HPの活用や各種団体等と連携し、火災に対する注意喚起を周知します。 ・119番通報の受理、迅速な現場活動を支援する消防指令・情報システム等の保守点検及び機器更新を行います。 ・消防車両や資機材、消防水利を計画的に整備し消防力の充実強化を図ります。 ・傷病者に適切な処置を行うため、資器材や医療機器を適正に確保し、維持管理を行います。
単位施策⑤ 危機管理体制の充実・強化	地震や風水害等の自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や大規模テロといった国民保護事業など、予測することができないさまざまな危機発生時において、複数の部局間連携による適切な対応及び市民に対しての迅速かつ正確な情報提供が求められています。	危機対応力の高い体制を構築することで、予測することのできないあらゆる危機から市民の生命や財産を守り、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。	・日頃からの情報収集及び部局間の情報共有等により、危機発生時には市民に対して適切に情報提供できる体制を構築します。 ・すべての職員に危機管理の重要性や必要性を啓発し、あらゆる危機を想定したリスク対応力の高い体制を整えるほか、危機の発生による行政機能低下を最小限に抑え、行政機能を継続するため、庁内体制を強化します。 ・民間事業者との災害協定等により、官民が連携してあらゆる危機に備える体制を整えます。

施策1 災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

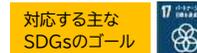
令和5年度支援車入替(左:新支援車 右:旧支援車)



関連する個別計画

- 国民保護に関する川口市計画
- 川口市地域防災計画
- 川口市国土強靱化地域計画
- 川口市河川整備計画

施策2 地域で生き生きと活動しやすい環境づくり



施策の目標

市民一人ひとりが地域の発展や社会的課題の解決に向けて、生き生きと活躍しやすいまちづくりをめざします。

施策の概要

町会・自治会、地域住民、NPO法人、及びボランティア団体等の活動に対し、支援策を充実させるとともに、人材育成に取り組みます。

施策の目標指標

	基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	17.9%	現状値を上回る	R12実績値を上回る
町会・自治会加入率	55.3%	54.0	57.0

現状と課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
地縁活動(町会・自治会など)の支援

・防災・防犯や環境美化、高齢者・子どもの見守りなど、地域コミュニティ活動の重要性はより一層高まっています。
・ライフスタイルの変化により、地縁による活動力は、町会・自治会加入率の減少、町会・自治会構成員の高齢化や担い手不足等により低下傾向にあります。

・その地域に住む方が、住民相互の助け合い、環境の整備等の住みよいまちづくりを通じて、良好な地域コミュニティの形成が図れる社会をめざします。

・町会・自治会と市との連携を強化するため、町会相談員制度を実施し、地域コミュニティづくりの発展に寄与します。
・町会・自治会の実態把握に努め、町会・自治会加入促進策及び役員の事務負担軽減策を推進し、地域コミュニティのつながりや活動を支援します。

単位施策②
市民活動(NPO・ボランティアなど)の人材育成と支援

・個人の価値観、ライフスタイルの多様化により、市民ニーズは複雑化、多様化し、地域の課題解決に向けて、行政だけでなく、NPO法人、ボランティア活動団体等の活動も大きな役割が期待されています。
・これまでの評価指数であるNPO法人及びボランティア活動団体数は、横ばいです。

・社会貢献活動の支援や人材育成を行い、地域の課題を共有した市民と協働・連携することで、行政が単独で実施するよりもより効果的な取り組みとなります。
・地域のつながりや活力が維持されることをめざします。

・社会貢献活動の支援・促進のため、かわぐち市民パートナーステーションの管理・運営を行います。
・盛人大学事業や青少年ボランティア育成事業を通じて、社会貢献活動を行う市民を育成します。
・社会貢献活動団体の自主的な活動支援のため、助成金を交付します。
・市民の社会貢献活動に対する関心を高め、活動のきっかけづくりとなるイベントや講座等を開催します。

施策2 地域で生き生きと活動しやすい環境づくり

施策3 互いに尊重し、理解し合う環境づくり



施策の目標

さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整えることで、一人ひとりが人権を尊重する意識を醸成し、平和で差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

施策の概要

- ・啓発記事の掲載やポスターの掲示、専門講師による講演会等の開催及び職員研修の実施により、市民及び職員の人権意識向上を図ります。また、拉致問題の早期解決に向けた世論の喚起を図ります。
- ・男女が個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現と、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりをめざします。
- ・市民・地域・団体・行政が連携し、多文化共生社会の形成をめざします。

施策の目標指標

	基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	% 32.2	現状値を上回る	R12実績値を上回る
各種審議会・委員会への女性の登用率	% 28.1	35.0	40.0
多文化共生関連事業の参加者数	人 1,813	外国人人口の伸び率を上回る	外国人人口の伸び率を上回る

現状と課題

単位施策の目標

主な取り組み

<p>単位施策① 人権を尊重した社会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権問題が存在するなかで、同和問題の早期解決は行政の責務であり、国民的課題であるとの認識が示されています。近年ではインターネットによる人権侵害問題も多くみられ、近隣周辺市町と連携・調整を図りながら、解決に向けた啓発活動の推進が必要です。 ・複雑多様化する社会において、市民が日常生活の中で様々なトラブルや悩み事に直面しています。 ・戦争体験者が得た教訓を次世代に伝えていくことが求められています。 ・拉致被害者を抱える自治体として、解決に向けた活動が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動は、成果がすぐ現れにくいと、長期的に取り組む必要があり、客観的な事実に基づく情報を提供しながら、関係機関と連携し効果的に取り組むことが大切です。同和問題をはじめとした人権問題について正しい理解と認識を深め、市民の人権意識の高揚を図り、偏見や差別意識のない人権が尊重されるまちづくりをめざします。 ・専門家による適切なアドバイスにより、市民が抱える問題の解決に寄与することをめざします。 ・市民に平和の尊さを改めて認識してもらい、平和意識の向上をめざします。 ・拉致問題の解決に向けて、市民の関心を高めるための取り組みを進めることで世論の醸成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月の「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」や12月の「人権週間」にあわせて「広報かわぐち」による啓発記事の掲載や市内全域へ啓発ポスターを掲示するとともに、専門講師による講演会や人権パネル展の開催により市民の人権意識向上を図ります。また団体主催の各種研修会への参加をはじめ、職員を対象にした研修を実施することにより、職員の人権意識向上に取り組めます。 ・市民からの幅広い相談内容に対し、専門知識を有した弁護士等が相談に応じる各種専門相談を実施します。 ・川口市平和展において、戦争の悲惨さと平和の尊さを広く市民に伝えていくため、戦争当時の様子がわかる写真パネル等を展示するとともに、被爆者証言の映像資料を放映することにより、被爆の実相を伝えます。 ・拉致問題の早期解決に向けた世論の喚起を図ります。
<p>単位施策② 男女共同参画を進める意識・環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。 ・社会におけるさまざまな男女間格差を一人因とするDVやセクシュアルハラスメントなどが問題となっています。 ・男性の家事・育児への参加率や、子育て期の女性の就業率の低さなど、ワーク・ライフ・バランスの必要性も問われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会が形成されることをめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報紙の発行やセミナーなどの開催により、性別による固定的な役割分担意識を見直し、家庭・職場・地域などあらゆる場で、男女がともに活躍できる社会を推進します。 ・DV やセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に関する啓発や相談により、発生の防止や解決に向けての情報提供を行います。 ・さまざまな分野における方針の企画・立案及び決定過程への女性の参画を推進します。
<p>単位施策③ 多文化共生の実現に向けた意識・環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民は増加を続けており、異文化との出会いが増えるため、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められます。 ・グローバル化が進む時代においては、外国語能力や表現力といったコミュニケーション能力を高め、異文化を理解するとともに文化の違いを尊重し、国際交流に対し意欲的に行動できる人材が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が地域社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活が送れるようになることをめざします。 ・多文化交流を通じて、相互理解を促進し、多文化共生社会を推進します。 ・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材と協力して、国際交流活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進します。 ・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成します。

施策3 互いに尊重し、理解し合う環境づくり

「消えた川口の5人」リーフレット



関連する個別計画

- 第3次川口市男女共同参画計画
- 第2次川口市多文化共生指針(改訂版)